

平成 25 年 9 月 吉日

習志野市サッカー協会
第 4 種委員会 審判部

競技規則の改正について

今回の改正は、「オフサイド」の内容の改正ではなく、「文言」を理解しやすくしたのが今回の改正の趣旨です。

しかしながら、理解しにくい部分もあることから、今回、「基本的」な考え方についてお知らせいたします。

- 「その位置にいることによって利益を得る」
相手競技者が **意図的にプレー** した（**意図的なセーブ** は除く）ボールを、すでにオフサイドポジションにいる競技者が受けたとしても、その位置にいることによって利益を得たとは判断しない。

意図的なプレー

- ・ A 地点から B 地点に **移動** してプレー
 - 前後・左右に守備側の競技者が移動してプレーしたボールをオフサイドポジションにいる攻撃側の競技者が受けたとしても オフサイドではない
 - 空間（その位置においてジャンプ）の場合、攻撃側の競技者がジャンプしたことにより 守備側競技者が反射的にジャンプ し、守備側競技者が触れたボールをすでにオフサイドポジションにいる攻撃側競技者が受けた場合は オフサイド
ただし、守備側競技者に時間的余裕があった場合は オフサイドではない
- ・ **反射・反応** は意図的なプレーにはあたらない
 - 自分の安全を守るために守備側競技者が反射的にボールを蹴った
- ・ 守備側競技者が「空振り」してボールに触ることができなかった場合は、「意図的なプレー」にはあたらない

意図的なセーブ

- ・ ゴールの中に飛んでくるボールを得点にならないように パンチングなどのセービングしたボールをすでにオフサイドポジションにいる攻撃側競技者が受けた場合は オフサイド
- ・ ゴールの中に飛んできていないボール をパンチングなどを行ったボールをすでにオフサイドポジションにいる攻撃側競技者が受けた場合は オフサイドではない

意図的なプレーの判断は、ボールと選手の距離やボールのスピード等を見極めた上で判断することとなります。

判定に困る場合は、副審は「オフサイドのジャッジ」を行い、主審が最終的な判断を行うようにしてください。